

## 目次

- 
1. 農業法人制度と農業法人の実態
  2. 東北地域における集落営農組織の法人化に向けた課題  
—岩手県花巻地域におけるアンケート分析から—
  3. 実態調査からみたLLPの適用事例
- 

## 1. 農業法人制度と農業法人の実態

## 1) はじめに一法人とは何か

2005年8月から、国内において「有限責任事業組合契約に関する法律」及び「会社法」が施行され、農業分野においてもLLP (limited liability partnership: 有限責任事業組合) LLC (limited liability company: 合同会社) による事業形態の選択が可能となった。新農業基本法以降、農業の法人化が推進されている国内農業分野においても、この新たな法人形態が注目される状況にある。

本稿では、最初に一般的な法人制度についての変遷を考えることにより、2005年から新たに導入された法人のタイプであるLLC、LLPの出た経緯を考察する。次に農業法人制度のこれまでの政策の変遷について分析し、さらに農業法人の統計から、新たな法人タイプの適用の可能性について検討する。

農業経営の法人化を考える前に新たな法人制度が出てきた背景について考えておこう。法人とは「法律の世界の中に構築されたフィ

クション (擬制)」\*<sup>1</sup>であり、広辞苑第5版によると、法人とは「人ないし財産から成る組織体に法人格 (権利能力) が与えられたもの。理事その他の機関を有し、自然人と同様に法律行為を含むさまざまな経済活動をなすもの」とある。このように、法人は「複数のヒトが共同でモノを所有することにもなう複雑な交換関係を、単数のヒトが単独でモノを所有するときの単純な商品交換の図式でおきかえる役目をはた」\*<sup>2</sup>してきたのであり、コースも、企業の役割を「組織を形成し、資源の指示監督を、ある権限を持つ人 (「企業家」) に与えることによって、市場利用の費用をなにほどか節約することができる」\*<sup>3</sup>と指摘している。法人は、有限責任制度を確立・普及するなど、制度の中で、その形態を変え、いまや最も重要な組織となっている。

## 2) 新たな会社形態の出現

日本の会社の中で最も大きな割合を占めるのは株式会社である。総務省の事業所・企業統計調査によると、2004年において事業所数

でみると、会社の全体数の60%を株式会社が占める状況にある。株式会社は、有限責任制のもとで不特定多数の出資者を募って大量の資金を効率的に調達し、専門的な知識を持つ経営者に会社の運営を委ねることができ、所有と経営の分離が最も進んだ会社形態とされる\*4。

一方で、近年、サービス産業の雇用拡大、IT産業の拡大など、産業構造の変化により、これまでの株式会社とは異なる会社形態の必要性が高まっている。これまでは「産業革命以降の機械制工業の進化に伴い物的会社である株式会社が経済の発展」\*5を導いてきたが、近年、様々な情勢の変化により、人的資産の評価が増している。ジョンらは、1999年のアメリカ最大の輸出は知的財産権であり、主要輸出商品の航空機が290億ドルだったのに対して、ライセンス料とロイヤルティで370億ドルを稼いでいたことを指摘している\*6。

このように人的資産の価値が増した結果、1990年代後半以降『所有と経営の分離』を前提とする株式会社の対極にある『所有と経営の一致』した人的組織が再評価され、人的組織に着目した組織法制上の改革も諸外国で精

力的に進め」\*7られた。その具体的な例が米国におけるLLC、英国におけるLLP、フランスにおける単純型株式資本会社、ドイツにおける有限合資会社であり、これらの組織は「株式会社の持つ有限責任制と法人格、組合の持つ組織内自治の徹底という性格を兼ね備えた」\*8特徴を有していた。

諸外国の新たな法人制度の制定を踏まえ、日本でも、2005年6月にLLP（有限責任事業組合）制度が設立され、翌年4月には会社法の改正に伴い、LLC（合同会社）制度が設立された。だが、この日本のLLP、LLC制度は、幾つかの点で諸外国とは異なっていた。特に重要な点が、日本のLLCは、アメリカのLLCに準拠した組織形態であるが「アメリカで認められている構成員課税が認められない」\*9ことになった点である。それを受け、「急遽、経済産業省主導により、構成員課税を受けることができる組織形態として、イギリスのLLPに準拠した『有限責任事業組合』の立法作業が行われ」\*10、2005年に「有限責任事業組合契約に関する法律」が制定されることになった。その結果、LLPの場合は、LLCと同様に構成員の有限責任制は確保されるが、

\* 1 岩井克人「ヒト、モノ、法人」伊丹敬之・加護野忠男・伊藤元重編『日本の企業システム1 企業とは何か』有斐閣、1993、p.57。

\* 2 岩井、前掲書、p.57。

\* 3 Ronald Harry Coase, *The Firm, The Market, and The Law*, The University of Chicago Press: Chicago and London, 1988. (宮沢健一・後藤晃・藤垣芳文訳『企業・市場・法』東洋経済新報社、1992、p.45)

\* 4 経済産業省産業組織課「人的資産を活用する新しい組織形態に関する提案—日本版LLC制度の創設に向けて—」2003、p.3。

\* 5 経済産業省、前掲書、p.4。

\* 6 John Micklethwait and Adrian Wooldridge, *The Company: A Short History of A Revolutionary Idea*, Modern Library, 2003. (鈴木泰雄訳、日置弘一郎・高尾義明監訳『株式会社』ランダムハウス講談社、2006年、p.176)

\* 7 経済産業省、前掲書、p.4。

\* 8 経済産業省、前掲書、p.4。

\* 9 宍戸善一「持分会社」『ジュリスト』No.1295、2005、p.110。

\* 10 宍戸、前掲書、p.110。

「法人格はなく、共同事業性が強く要求される」\*11ことになったのである。

### 3) 日本におけるLLP、LLC制度の概要

次に、日本におけるLLP、LLC制度について、特にここでは農業分野での適用性が高いと指摘されているLLPを中心にみる。日本のLLPの特徴は、第一に出資者が有限責任という点である(図1)。これまでの組合制度は構成員が無限責任であり、構成員が組織の事業上の責任を負う仕組みになっていたが、LLPでは、出資者が出資額までしか事業上の責任を負わない有限責任制が採られている\*12。第二に、所有と経営が一致している点である。LLPは所有と経営が一致し、出資者が自ら経営を行うことにより、組織内部の取り決めに柔軟に決めることができる内部自治原則が採られている。その際、資本金規制や、機関の設置などの強制的な義務はなく、業務執行などの組織の内部の取り決めに柔軟に決めることができる。第三に、事業体には課税されずに、出資者に直接課税される構成員課税、パススルー制度が採用されている点である。さらに、もう一つの利点として、LLPの場合は、法人に比べて簡易な手続きで設立ができ、設立費用が少額で済む点があげられる。

LLPとともに新たに導入されたLLCとの違いをみると、その最も大きな違いはLLPは法人格がない点である(表1)。LLPは、あくまで民法組合の特例としての位置付けであり、

農業生産法人の要件を満たしていないことから、LLPによる農地の所有は認められない。一方、LLCは、株式会社と同様に、会社の一類型であるため、農業生産法人の要件を満たせば、農地の所有も可能である。第二に、LLPは強い共同事業性が要求される点である。LLPの場合は、「すべての構成員が業務遂行に携わらなくてはならない」(同法13条)とされており、組合員は必ず業務を執行する必要がある。そのため、出資だけを行い、利益や損失の分配を受けるだけの組合員や名義のみを貸す組合員は認められない。また、意思決定に関しては、組合員が全員参加し、原則として総組合員の同意で決めることが義務づけられている。組合員の新規加入などについては、必ず全員一致で決める必要があり、強い共同事業性が要求される。一方、LLCについては、共同事業性は株式会社に比べて強いものの、LLPほど強くはなく、株式会社への変更も認められている。

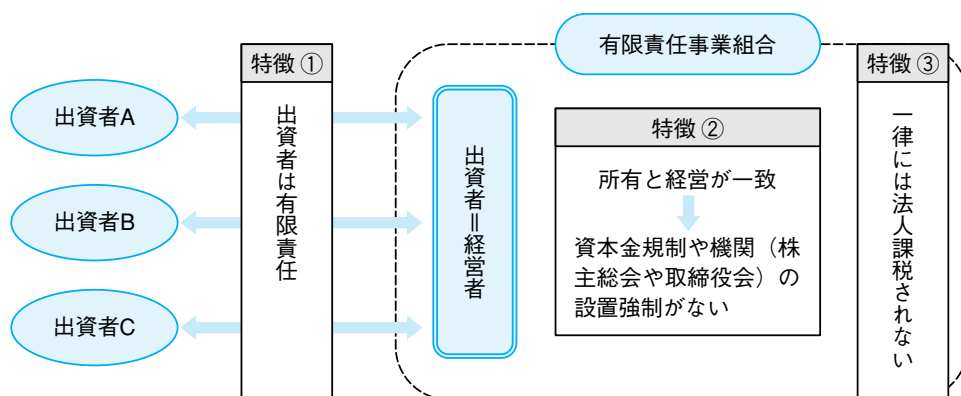
### 4) 農業におけるLLP、LLCの動き

農業分野においてLLP、LLCの導入の動きは、農林水産省の審議会で、委員から活用すべきという意見が出されたことなどから、2004年8月の食料・農業・農村基本計画の中間論点整理において初めて記載される。ここでは「法制審議会において検討されている有限責任会社(LLC)などの新しい法人形態については、農業における具体的な活用方法等について研究を進める必要がある」とされ、

\*11 宍戸、前掲書、p.110。

\*12 ただし、構成員自身及びその監督下にある者の過失については無限責任を負う。

図1 LLP制度の特徴



資料：農林水産省資料より。

表1 日本版LLCとLLPの比較

	合同会社（日本版LLC）	有限責任事業組合（日本版LLP）
位置付け	株式会社と並ぶ会社の一類型	民法組合の特例
有限責任制	○（有限責任）	○（有限責任）
内部自治原則	○（損益・権限配分は自由） （経営者に対する監視機関不要）	○（損益・権限配分は自由） （経営者に対する監視機関設置不要）
構成員課税	×（法人課税）	○（一律には法人課税されない）
法人格の有無	○（有）	×（無）




LLCを具体的に取り上げることが明記された。

その後、日本版LLP制度の制定とともに、集落営農の活用方策として農林水産省からLLP制度の活用が盛んに提起された。2005年には、行政担当者向けに「LLP、LLC制度の集落営農の活用」、農業者向けに「集落営農にLLPを使ってみませんか」のパンフレットが発行され、集落営農への活用についての啓蒙活動が取り組まれた。

農林水産省が積極的にLLPの導入を促した背景としては、LLPの制度上の利点もあるが、それ以上に米政策改革、品目横断的経営安定対策を通じて、担い手として集落営農が助成金の対象の一つとして取り上げられたことが

影響している。経営の実体を伴った集落営農が求められたことを契機として、集落営農の税務問題が表面化し、それを迂回する一つの方策として、LLPが注目された面がある。これまで任意組織である集落営農は、任意組合の場合は構成員課税、人格のない社団の場合は法人課税であり、その集落営農の実態内容によって課税庁の判断基準は分かれていた。だが、米政策改革、品目横断的経営安定対策により、担い手の特定化が進み、特定農業団体への移行などが推進されることにより、担い手として集落営農の経営の高度化を目指す場合には、人格のない社団と見なされる可能性が高まった。LLPが注目された背景には、

図2 LLPと特定農業団体、民法組合との比較

	LLP	特定農業団体	民法組合
法人格	×	×	×
法人課税	×	実態により判断 (構成員課税又は法人課税)	×
出資者の責任	有限	無限	無限
意思決定	原則全員一致 (特に重要な決定以外は組合契約書をもって変更可能)	組合員の過半数で決定 (業務執行者の過半とすることも可能)	
出資者と経営者の関係	出資者と経営者が完全一致 	出資者と経営者が原則一致 	出資者と経営者が原則一致 
農業経営基盤強化促進法 (特定農業団体の要件)	(一) (組合契約書) (公正妥当な企業会計慣行に準拠) (一) (一)	①地域の相当面積の受託 ②規約の作成 ③一元的な経理 ④主たる従事者の所得目標を定める ⑤法人化計画	(一) (組合契約書) (一) (一) (一)
農地所有 (農業生産法人)	×	×	×
財産	構成員全員の共有	構成員全員の共有	構成員全員の共有
登記の必要性	○	×	×

資料：農林水産省資料より作成

構成員課税が適用されるLLPを導入することによって税務問題を回避し、法人化の準備段階としてこの制度を役立てたいとする理由が少なからずあったのである。




農林水産省が示したLLPの使い方には、集落営農の中でも法人化の準備段階として活用する場合や、オペレーター同士が、集落で一部共同化が進んでいる機械部門などを組織化する時に使う例などが想定されている。法人以外の組織形態であるLLPと特定農業団体、民法組合との主な違いをみたものが、図2で

ある。LLPと特定農業団体、民法組合を比べると、意思決定、出資者と経営者の関係が大きく異なり、LLPでは出資者と経営者が完全一致する必要がある。また、LLPが品目横断的経営安定対策で、担い手として認められるためには、20ha以上の経営規模が必要であるとともに、法人化計画などを定める必要がある。

構成員課税などで有利な点が多いLLPであるが、集落営農による活用を考える際には以下のような留意点も残る。第一に、大人数で

\*13 日下部聡・石井芳明『よくわかるLLP活用法』東洋経済新報社、2006、p.54。

図3 農事組合法人、LLC、株式会社との比較

		農事組合法人	LLC	株式会社
法人格(法人課税)		○	○	○
出資者の責任		有限	有限	有限
意思決定		総会の議決	原則全員一致(定款で変更可)	株主総会の議決
出資者と経営者の関係		出資者と経営者が原則一致 	出資者と経営者が原則一致 	出資者と経営者が分離 
農地所有(農業生産法人)		○	○	○
構成員	資格	農民等	制限なし(ただし、農業生産法人となる場合には、農地法の要件を満たす必要がある)	
	数	3人以上	1人以上(上限なし)	
法人税		①構成員に給与を支給する法人(普通法人)………22% ②上記以外(共同組合等に該当→普通法人と同じ)	資本金一億円超の法人……… 30% 資本金一億円以下の法人 年所得800万円以下……… 22% 年所得800万超……… 30%	
事業税		農業生産法人が行う農業(畜産業は除く)は非課税 上記以外は右記と同じ	資本金一億円超の法人 外形標準課税 資本金一億円以下の法人 年所得400万円以下……… 5% 年所得400万超800万円以下……… 7.3% 年所得800万円超……… 9.6%	
設立時の登録免許税		非課税(農協法による)	資本金の7/1,000(6万円に満たない場合は6万円)	資本金の7/1,000(15万円に満たない場合は15万円)
組織変更		株式会社に変更可 合同会社への直接変更は不可	株式会社に変更可 農事組合法人への変更は不可	合同会社に変更可 農事組合法人への変更は不可

資料：農林水産省資料、日本農業法人協会「Q&A 農業法人化マニュアル2005」より作成

の集落営農には不向きな点が多いという点である。「LLP法上は、組合員数の上限は設定していない。しかし、意思決定の全員一致の原則や業務執行への参加義務などの共同事業要件があるため、組合員の数はいずれも限定されてくる」\*13とされており、数が多い集落営農では対応が難しい。第二に、LLPは、解散時期を明記する必要があり、長期間の存続を想定していない点である。そのため、第三に、LLPは設立時に

登録免許税として6万円が必要であり、解散を前提とした場合にはLLPのメリットは限定的にならざるを得ない点である。中でも、LLPにおける意思決定の全員一致の原則は、集落営農のように、性格の違う農家が組織化する場合には非常に大きな課題になっている。次にLLCについて、他の法人形態である農事組合法人、株式会社との違いをみたものが図3である。LLCと他法人とは、意思決定などに違いがみられるが、LLCと農事組合法人

の違いは少ないことがわかる。農事組合法人は、農業の協業による共同利益の増進を目的とする組織であり、構成員の公平性が重視される。そのため、農事組合法人の場合は、最低3人以上という制限はあるものの、協業の重視という点ではLLCと性格が近く、出資者と経営者が原則一致する形態である。ただし、農事組合法人の場合には、法人税、事業税などに優遇制度があるのに対して、LLCは、税制面では株式会社と原則一致であり、優遇措置は少ない。農業におけるLLCの導入についての最大の問題点は、性格が似ている農事組合法人に比べて、LLCを選択するメリットが少ない点にある。

## 5) 農業法人の展開と法人形態の変化

次に、農業法人のこれまでの展開についてみることにしよう。日本における農業生産法人制度は、1957年の徳島県などにおけるミカン農家の法人化問題が契機となった。当初は、税務対策上の問題でしかなかった法人化の問題は、次第に法人経営の育成を問う動きに変わる。だが、田代が指摘するように、所有と権利の分離を促す法人化は、所有と経営の一体化を大前提とする農地法の自作農主義に反していたため<sup>\*14</sup>、1962年の農地法の改正によって成立した農業生産法人制度は、様々な厳しい法的制限を採用していた。当初は、表2に示すように、農業生産法人の認定に必要な要件として、借入地面積や雇用労働力の制限などを含む7種類の要件を課し、自作農主義に反しないように要件が設定された。

その後、法人化の動きは、政策的に大きな二つのベクトルを伴いながら、改正を重ねて

いく。一つは、農業政策の中で、農業生産の多くを農業生産法人が担うべきとする担い手として位置付ける動き、もう一つは、農業生産法人に対して、構成員要件を農業者以外の範囲にまで拡大し、一般企業と同様に扱う動きである。

1970年からの動きをみると、1970年の農地法の改正では、自作農主義から、借地主義に転換するに伴い、農業生産法人の要件も緩和される。これまでの借入地面積や雇用労働力の制限などの要件を削除し「新たにいわゆる役員要件を設け、法人の業務執行役員の過半は権利提供者であり、かつ農作業への常時従事者でなければならないこととした」<sup>\*15</sup>。この法の改正によって、農業生産法人制度は、これまでの自作農主義から、いわゆる耕作者主義に立ったものに切り替えられたとされる。田代が指摘するように「本当に農地を有効利用しているという証は、身自らをもって農作業することによって初めて担保されるという『所有』や『占有』の本質に迫る規定」<sup>\*16</sup>がなされたのである。その結果、農業生産法人に必要な要件は、①法人形態の限定、②事業範囲の限定、③構成員資格の規定、④業務執行役員の4つとなり、さらに、1980年農地法の改正で、役員要件の「農地を提供」が削除された。

だが1990年代に入り、農業生産法人制度は大きく変化する。その一端となったものが1992年の「新しい食料・農業・農村政策の方向」（以下、「新政策」）である。「新政策」では「株式会社については、株式会社一般に農地取得を認めることは投機及び資産保有目的での農地取得を行うおそれがあることから適

表2 農業生産法人の諸要件の変遷

	1962	1970	1980	1993	2000	2002	2003	2006
法人形態要件	農事組合法人、合名会社、合資会社、有限会社				同左、株式会社（株式譲渡の取締役会の承認制を定款に定めるもの）			農事組合法人、合名会社、合資会社、公開会社でない株式会社、合同会社
事業要件	農業 <sup>1)</sup> およびこれに付帯する事業			農業および関連事業（生産した農畜産物を原材料とする製造、加工等）、これに付帯する事業	農業および関連事業 <sup>2)</sup> 売上高の過半			
構成員要件	①農地の権利提供者、法人の農業の常時従事者 <sup>3)</sup>			①同左、現物出資を行った農地保有合理化法人、農協、農協連合会（議決権の3/4以上）	①同左、地方公共団体			
				②法人から物資の供給、役務の提供を継続して受ける個人、法人の事業の円滑化に寄与する者が総議決権の1/4以下、1構成員は総議決権の1/10以下	③同左、法人から物資の供給、役務の提供を継続して受ける法人、法人に物資の供給、役務の提供を継続して行う者	②同左。ただし法人が認定農業者である場合は、農家・農業生産法人は無制限、それら以外は総議決権の1/2未満		
業務執行役員要件（その他の要件） <sup>4)</sup>	1) 構成員以外からの借地が経営面積の1/2未満 2) 事業に常時従事する構成員が総議決権の過半 3) 構成員以外への労働力依存度が原則1/2以下 4) 利益配当は従事分量配当と年6%以下の出資配当	①農地を提供し、事業の常時従事者でかつ法人の農業に主として従事する構成員が役員の過半	①事業の常時従事者でかつ法人の農業に主として従事する構成員が役員の過半	①法人の農業に常時従事する構成員が役員の過半				
					②農作業に従事（原則年間60日以上）する者が上記①の過半			
関連法等	農業基本法（1961）	構造政策の基本方針（1967）	農用地利用増進法	農業経営基盤強化促進法	食料・農業・農村基本法（1999）	農業法人投資円滑化特別措置法	農業経営基盤強化促進法改正	会社法

注1) 農業には、農業と併せ行う林業及び農事組合法人が行う共同利用施設の設置、農作業の共同化事業を含む。

2) 関連事業は、農畜産物を原料とする製造・加工、農畜産物の貯蔵・運搬・販売、農業生産に必要な資材の製造、農作業の受託、農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供。

3) 常時従事とは次のいずれかである。①年間従事日数が150日以上。②<法人の農業に必要な年間総労働日数/構成員数×2/3>（ただし最低60日）以上、③法人に農地を提供している者は、②（60日未満でもよい）または<法人の事業に必要な年間総労働日数×提供した面積/法人の総経営面積>のいずれか大きい方以上。

4) 1962年は業務執行役員要件ではなく、その他の要件（借入面積、議決権、労働力、利益配当）である。

資料：小野（2006）より掲載。

\*14 田代洋一『集落営農と農業生産法人—農の協同を紡ぐ』筑波書房、2006、p.26。

\*15 関谷俊作『日本の農地制度 新版』農政調査会、2002、p.73。

\*16 田代、前掲書、pp.28-29。ここでは、この他に斎藤、小野の文献を参考にしている（斎藤潔「営農集団の法人問題」『日本の農業—あすへの歩み—』農政調査委員会、1991。小野智昭「農外企業の農業参入と農地制度について」『農政調査時報』第556号、2006、pp.21-32。）。



当ではないが、農業生産法人の一形態としての株式会社については、農業・農村に及ぼす影響を見極めつつ更に検討を行う必要がある」とし、また「農業経営の法人化に向け、法人の設立・運営の指導、金融・税制面の支援措置などの整備を行う」とした。この「新政策」で出された株式会社への検討以降、農業生産法人の要件の緩和を急速に進行し、さらに、農業生産を農業生産法人が担うべきとする動きが急速に進んだ。

最初に農業生産法人の要件についてみると、1992年以降、緩和が進み、1993年の農地法改正で、事業要件として「関連事業（生産した農畜産物を原材料とする製造加工等」が加わり、さらに構成員要件として、法人から農畜産物の供給を受ける個人等、事業の円滑化に寄与する者が加えられた。農外者の出資は、一人10分の1以下、合計で4分の1以下と規制されたものの、農外者が農業生産法人の構成員になれるようになったことで、耕作者主義が大きく後退する一つの契機となった。

1998年の農政改革大綱では、農業経営の法人化と法人経営の活性化が打ち出され、①法人化の推進、②農業生産法人の活性化、③農業生産法人の法人形態の多様化（株式会社形態の導入）が提示された。特に③の株式会社形態の導入に関しては「地域に根ざした農業者の共同体である農業生産法人の一形態とし

ての株式会社に限り認める」とし、これまで認められていない株式会社を、株式の全部について譲渡制限のある株式会社に限り、農業生産法人の一形態として認めた。それを受け、2000年の農地法改正（施行は2001年）で、法人の要件の一つに株式会社が認められるとともに、さらに事業要件、構成員要件、業務執行役員要件が緩和される。所有と経営が分離した株式会社形態が認められたことは、農外資本の農業参入への道筋をさらに拓げることになった。

2003年には、一般企業による農業経営を可能にする農地法の特例、いわゆる農業特区が新設される。また、同年の農業経営基盤強化促進法の改正により、認定農業者である農業生産法人は、特例として認定期間（5年）に限り、関連事業者等が行う出資の議決権制限が緩和された。この結果、農家、農業生産法人の場合は制限がなくなり、農外からの出資については、総議決権の2分の1未満まで認められた。

また、2005年9月には農業経営基盤強化促進法に基づく「特定法人貸付事業」が始まる。この事業は、市町村又は農地保有合理化法人が一定の条件の下に、農業生産法人以外の法人（業務執行役員のうち、一人以上の者が耕作又は養畜の事業に常時従事）に農地をリース方式で貸し付けるものである。この事業は「要活用農地」\*17が相当程度存在する地区に

\*17 「要活用農地」とは、「遊休農地（農地であって、現に耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供しないと見込まれるもの）及び遊休農地となるおそれがある農地」のうち、各地域で今後農地として農業上の利用の増進を図るべき農地を指す。

\*18 日本農業法人協会編『四訂農業法人の設立』全国農業会議所、2006、p.33。

限定しているものの「要活用農地」は市町村ごとに決められ、青森県などのようにほとんどの市町村で「要活用農地」が設定されている県もある。市町村と参入法人との間で協定を締結するなどの一定の要件はあるものの<sup>\*18</sup>、特区から全国への展開は、一般企業での農業参入の道を限りなく広げ、農業生産法人と一般企業との違いは、農地取得の制限を残すのみになりつつある。

また、もう一つのベクトルである農政による担い手としての法人化への重視は、1990年代の後半から、さらに強化され、農業政策の担い手育成の中に本格的に位置付けられる。1999年に公布された「食料・農業・農村基本法」では、第22条において「家族農業経営の活性化を図るとともに、農業経営の法人化を推進するものとする」と法人化の推進が条文に明記された。

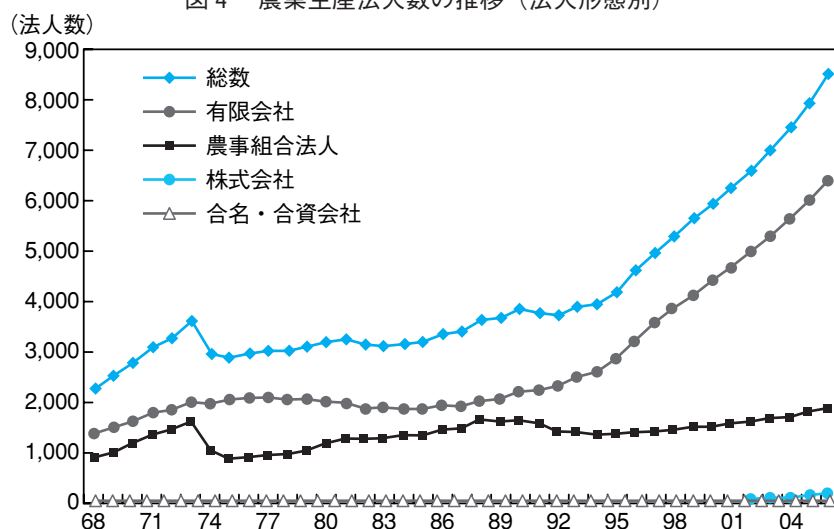
さらに2000年以降は、農政において担い手の明確化が強まった結果、法人化は担い手であることを示す一つのメルクマールになる。

特に、集落営農組織に関しては、2005年度の「食料・農業・農村基本計画」において「集落を基礎とした営農組織のうち、一元的に経理を行い法人化する計画を有するなど、経営主体としての実体を有し、将来効率的かつ安定的な農業経営に発展すると見込まれるもの」を担い手として位置付けた。さらに、助成対象を担い手に限定した2007年度からの品目横断的経営安定対策では、担い手とする集落営農の要件の一つに「農業生産法人化計画の策定」を入れ、5年以内に法人化することを条件とした。この結果、農業生産の担い手は、法人化した経営が担うべきとする方針が、さらに明確になり、農業法人数が急激に上昇することになったのである。

## 6) 統計的な面からみた農業生産法人の特徴

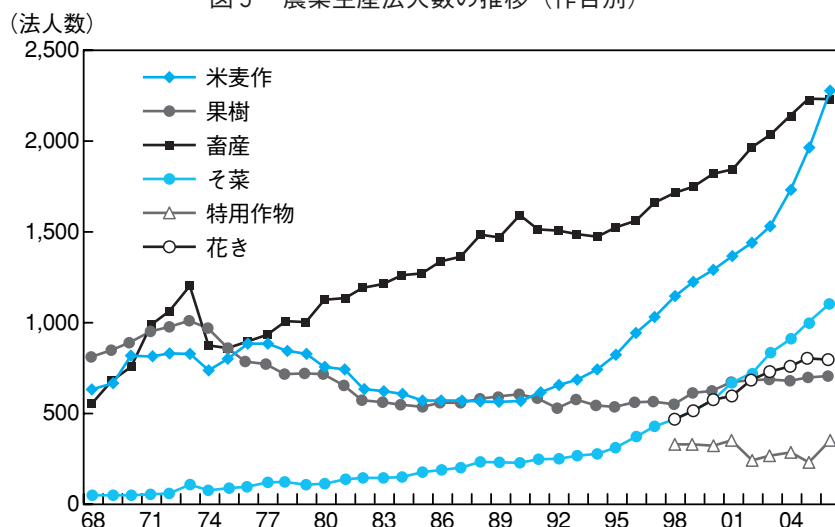
次に、農業生産法人の推移などについて統計から確認する。農業生産法人の推移をみると、特徴的な点が農業生産法人数の急激な上昇である（図4）。1962年に成立した農業生産

図4 農業生産法人数の推移（法人形態別）



資料：農林水産省「ポケット農林水産統計」各年版より作成。

図5 農業生産法人数の推移（作目別）



資料：図4に同じ。

表3 地域別の農業法人数

全国農業地域	農業経営体数計…(a)	法人化している								
		小計…(b)	法人化割合… b/a*100	農事組合法人	会社				各種団体	その他の法人
					株式会社…(c)	有限会社…(d)	株式、有限割合… (c+d)/b*100	合名・合資会社		
全国	2,009,380	19,136	0.95	2,610	1,344	9,559	57.0	79	5,053	491
北海道	54,616	2,681	4.91	209	130	1,934	77.0	10	338	60
東北	378,216	2,442	0.65	407	186	962	47.0	10	816	61
北陸	165,296	1,409	0.85	300	64	488	39.2	4	508	45
関東・東山	425,430	3,738	0.88	358	322	2,110	65.1	9	870	69
東海	185,778	1,761	0.95	327	143	860	57.0	7	400	24
近畿	178,964	1,002	0.56	192	115	317	43.1	4	332	42
中国	185,435	1,359	0.73	278	76	492	41.8	3	466	44
四国	117,033	961	0.82	75	68	460	54.9	3	329	26
九州	300,574	3,540	1.18	408	227	1,802	57.3	24	967	112
沖縄	18,038	243	1.35	56	13	134	60.5	5	27	8

資料：2005年度農林業センサス。

産法人制度は、60年代後半から70年代初めにかけて法人数が若干増加するものの、その後、法人数はあまり伸びなかった。1971年に農業生産法人数が初めて3,000を超えたが、その後、法人数が4,000を超えたのは24年後の1995年であった。しかし、1995年以降、農業生産法人

数は急速に拡大する。3年後の98年には5,000を超え、06年には、95年時の2倍以上の8,412法人に達した。特に、会社形態でみると、90年以降、有限会社の数が急増した。総数に占める有限会社の割合は1990年には57%であったが、2006年には75%に達し、全体の4分の

3を有限会社が占めている。また、農事組合法人については有限会社ほど増加はしていないが、1994年に1,308であった法人数が、06年には1,841法人にまで増加している。さらに、この数年で急速に増加しているのが株式会社である。2000年の農地法改正から株式会社が認められたが、2002年に17法人あった株式会社は、2006年には180法人にまで拡大した。

また2006年5月の新会社法施行後は、有限会社での設立ができなくなったために、新たに法人化する場合、法人形態は株式会社、合同会社(LLC)、合名、合資会社に限定される。特に、いままでの有限会社の制度に近い「株式譲渡制限会社」による法人形態が増加すると予想され、法人形態も今後大きく変化するとみられる。

農業生産法人について、その主な作物別にみたものが図5である。作物別にみると、特に1990年代後半から、急速に増加しているのが「米麦作」である。「米麦作」は77年の871法人をピークとして、一度減少するが、90年代後半から再び増加し、97年には初めて1,000を超えた。2006年には2,270法人に達し、わずか9年間で2倍近い増加を示した。特に2006年には、「畜産」を抜き、「米麦作」が法人の中で最も多くなっており、90年代後半以降、「米麦作」の法人数が急激に増加したことがわかる。その他に、「畜産」、「そ菜」、「花き」などについても、90年代以降、着実に法人数が拡大している。だが、「果樹」、「特用作物」に関しては、法人数は伸びておらず、90年代後半からの法人数の拡大は、「米麦作」、「畜産」、「そ菜」における法人の増加が寄与したといえる。特に、「米麦作」の法人の急激な増加

については、米政策改革、品目横断的経営安定対策の施行において、農業政策が、集落営農などの担い手に対して、経営の法人化を強力に推し進めていることが影響していると考えられる。

次に農業生産法人の地域的な分布についてみる。2005年度の農林業センサスから、法人化している経営を確認すると、全国で19,136経営体、農業経営体に占める割合は0.95%である。農林業センサスの場合は、農業生産法人に限らず、サービス事業体、農地を保有していない法人などをカウントしているため、前述の数字との差異が発生する。

地域別に法人化している経営の割合をみると(表3)、最も高いのは北海道であり、法人化割合は4.9%を占める。会社の種類をみると、株式会社、有限会社の割合が高く、77%を占めており、他地域に比べて株式会社、有限会社が占める割合が高い。一方、農業経営体に占める法人化の割合が低いのは東北0.65%、近畿0.56%であり、特に東北地方では主要な農業地域にもかかわらず、法人化は進んでいない。会社の種類をみても、東北地方の場合、株式会社、有限会社が占める割合は47%と低く、農事組合法人、各種団体の割合が高い傾向にある。このように農業法人数は急激に伸びているものの、全体でも法人経営は1%に過ぎず、地域に偏りがあるため、今後さらに増加させていく必要がある。

次に、農業法人の持つ利点と法人化の課題についてみていくことにしよう。2003年に出された農林水産省「農業構造動態調査地域就業等構造調査報告書」をもとに、農業法人のメリットを考察すると、メリットとしては

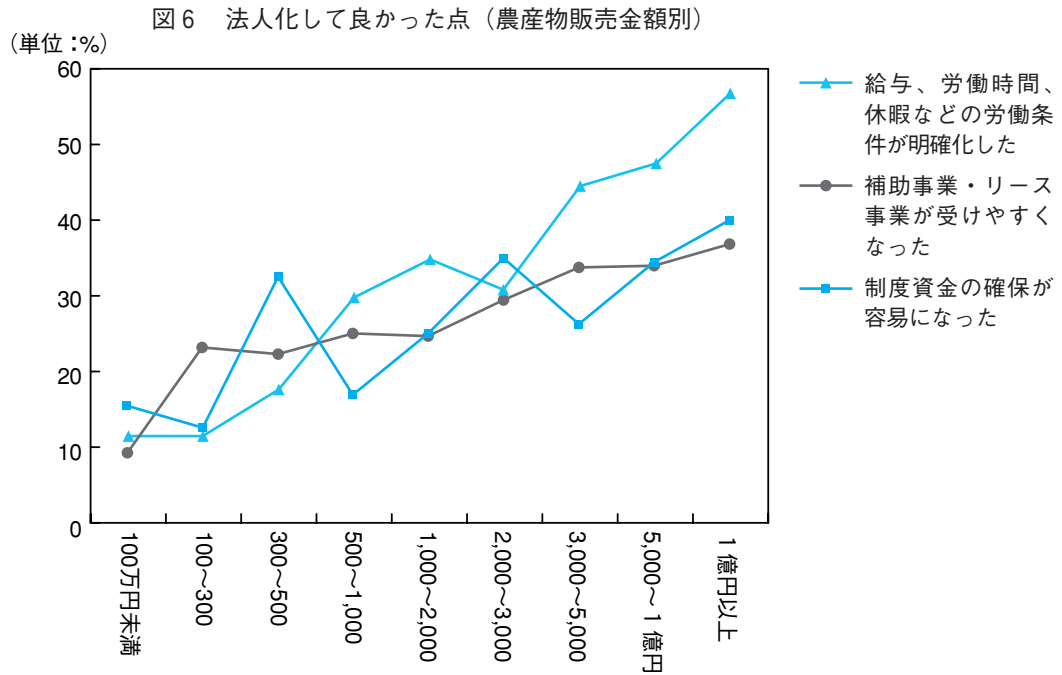
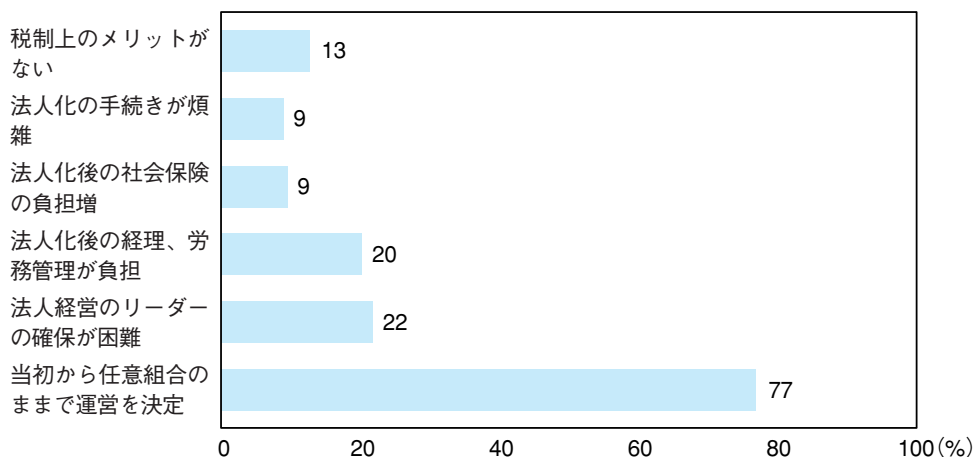


図7 法人化しない理由



「対外的な信用力が向上した」が最も高く51%を占める。次に「給与、労働時間、休暇などの労働条件が明確化した」が44%と高い状況にある。特に、農業法人について販売金額別にみると、幾つかの項目で、販売金額の規模が増加するにつれて、メリットとする割合が高まる項目がある（図6）。一つは、「給与、

労働時間、休暇などの労働条件が明確化した」であり、農産物販売金額が100万円未満では、わずか12%であるが、販売金額が増加するとその割合は高まり、1億円以上では57%を超える。農産物販売金額が増加すると、雇用労働力の増加がみられることから、雇用の導入に際して、労務管理の面で法人化のメリット

が出ていると考えられる。

その他には、「補助事業・リース事業が受けやすくなった」、「制度資金の確保が容易になった」についても、農産物販売金額が増加するほど、メリットとする割合が高まる傾向にある。販売金額が大きい法人ほど、資金面への需要が大きいことから、法人化は経営の信用力を高め、資金を確保する上で有効に機能しているとみられる。特に、今後の支援として必要な面をみても、販売金額の大きい法人ほど、「資金の円滑な融資」を求める割合が高く、資金面での支援の充実が求められる。

一方、法人化していない組織に対して、法人化したくない理由についてみると（図7）、最も多い理由が「当初から任意組合のまま運営を決定」であり、最初から法人にするつもりではないことが理由となっている。次に高いのは、「法人経営のリーダーの確保が困難」であり、22%の組織が理由としてあげている。法人化に対しては、どのようにリーダーを確保するかが大きな課題になっているとみられる。そこで、次に集落営農の法人化の課題について、東北地域の事例をもとに考察する。

## 2. 東北地域における集落営農組織の法人化に向けた課題 —岩手県花巻地域におけるアンケート分析から—

### 1) はじめに

水田農業の構造改革として、2007年度から担い手を明確化した品目横断的経営安定対策

（以下「新対策」とする）が始まった。特に、東北地方において、米政策改革、品目横断的経営安定対策を通じて、担い手として改めて注目されたのが、組織が一定の条件を満たした場合に担い手として認められる「集落営農」である。

東北では、集落営農組織の育成が盛んに進められているが、集落営農の要件を満たすには幾つかの条件を満たす必要がある。特に、集落営農において課題の一つになっているのが、5年以内の法人化計画の策定である。非経済的な側面が多分に含まれている集落営農に対して、経営体への移行を求める新対策の実効性については、農業者を始めとして、現場の農業関係者を含め、多くが不安を抱いている。また、これまでも、米政策改革などを通じて、集落営農組織の経営体への移行に関しては批判的検討がなされてきた。安藤は大分県の事例分析を通じて、集落営農組織は「経営体」として発展する可能性は乏しいと指摘する<sup>\*19</sup>。また東山は、東北地方の集落営農型法人の実態分析から、法人化は組織の成立当初から内在的契機、必然性をもちながら設立される集落営農組織として把握することが適切と指摘し、集落営農組織の法人化は限定的な存在に留まると指摘している<sup>\*20</sup>。だが、新対策の下では、集落営農に関しては法人化計画の策定が義務づけられている。そのような政策の下では担い手育成の課題として、従来存在している集落営農組織が法人化するた

\*19 安藤、p.151を参照のこと。ただし、安藤は、「関東や東北で主に組織されている少数有志による営農組合は除く」としており、東北地方における営農組織については判断を留保している（安藤光義『構造政策の理念と現実』農林統計協会、2003年）。

\*20 東山、p.46を参照のこと（東山寛「東北地域における集落営農型法人の限局面と農地管理」『2004年度日本農業経済学会論文集』、2004年、pp.45-52。）。

めの条件を明らかにすることが求められている。特に東北地方の集落営農は、経営耕地面積が大きく、若い担い手が確保されているという点で中国、近畿地方などの集落営農組織とは異なる特徴を有しており<sup>\*21</sup>、東北地方の集落営農組織の特徴を踏まえた条件を考察する必要がある。

本稿では、米改革、品目横断的経営安定対策の取り組みが先行している岩手県花巻地域を対象として集落営農組織における法人化への展開に向けた課題を考察する。具体的な分析内容は以下の通りである。第一に、花巻地域の米改革、品目横断的経営安定対策における担い手育成方向について概観し、第二に、花巻地域で行った集落営農組織のアンケート調査から、組織の特徴の把握と類型分けを行う。第三に、法人化を目指す組織類型の経営内容の分析から法人化への展開条件を考察する。

## 2) アンケート分析による集落営農組織の課題

### (1) 花巻地域における米改革の取り組み

米改革について岩手県では2003年4月に「県水田農業改革大綱」を取りまとめ、集落ごとに「集落水田農業ビジョン」（以下、「集落ビジョン」とする）の策定を行うなど、農家による自主的な構造改革に取り組んできた。その岩手県内の中でも米改革の取り組みの先進的地域として扱われていたのが岩手県花巻地域（旧花巻市、旧石鳥谷町、旧大迫町、旧東和町）である（図8）。花巻地域では、2003年度から集落ビジョンを進めるプロジェクトチームを組織し、集落座談会などを進め、花巻地域で共通の地域水田農業ビジョンを作成している。花巻地域では、いくつかの特徴的な取り組みを行っているが<sup>\*22</sup>、担い手育成対策に限って見た場合には、その特徴として「担い手を核とした集落営農の確立」があげられる。

この背景には、花巻地域における担い手育成として集落営農の推進を図ってきた経緯がある。特に花巻地域の中核をなす旧花巻市では、旧花巻市農協が中心となり、1990年代前半に従来の農業集落の統合を行い、さらに「農用地利用改善団体」への組織化を通じて、

\*21 農林水産省の統計（農林水産省「平成12年度農業構造動態調査 地域就業等構造調査報告書—集落営農—」）をみると、東北地方の稲作の集落営農の特徴として第一に、集落営農の参加農家数が多く、「認定農業者がいる割合」が高いこと、第二に、1集落営農あたりの耕作面積が大きいこと、第三に、組織の代表者の年齢が比較的若いことなどの特徴がみられる。

\*22 花巻地域の米改革の取り組みの詳細については、澤田・角田を参照のこと（澤田守・角田毅「東北地域における新たな米政策改革への対応と展開方向」『農研機構本部重点事項研究強化費「米政策」報告書』農業・生物系特定産業技術研究機構、2004年、pp.27-55）。

\*23 花巻市の集落営農の取り組みに関しては、楨平・友田、張によって分析されている（楨平龍宏・友田滋夫「水田農業構造政策と『集落営農』—岩手県花巻市の事例より—」『農業の基本問題に関する調査研究報告書28』農政調査委員会、2002年、pp.143-192。張安明「地域連係システムの確立と集落営農の推進—岩手県J A花巻市の担い手農家の育成への取り組み—」『土地利用型農業の担い手支援事例集』全国農業協同組合中央会、1998年、pp.13-34。）。

\*24 花巻地域では集落ビジョンで担い手となった営農組織の代表者を対象に、2003年11月から集落型経営体に関する研修会を行っている。従来の営農組織には様々なタイプのもがあるが、この研修会に出席することは、法人化への移行を最終目的とする組織代表者として理解できる。従って本節では従来の組織状況、性格などは捨象して、担い手となった営農組織を一元的に捉えることにより、法人化への展開条件を把握している。なお、この分析は米政策改革時点のアンケートであり、品目横断的経営安定対策等の情報はまだ含まれていないことに留意されたい。

\*25 集落内の範囲については、集落統合が進められたことから、センサス集落の範囲とは異なることに留意する必要がある。

集落営農の推進を図ってきた\*<sup>23</sup>。そのため、花巻地域における集落営農組織の多くが、オペレーター型の転作受託組織であり、専門的な農家がオペレーターとなり作業受託することで効率的な生産調整、機械利用を図ってきた。その結果、集落ビジョンにおいても、これらの集落営農組織の多くが担い手として位置付けられ、品目横断的経営安定対策下において法人化への展開が求められる状況にある。

本稿では、従来の集落営農組織にとって法人化を含めた経営展開が可能であるかを把握するために花巻地域でアンケート調査を行った。対象は、集落ビジョンの策定を通じて、担い手として位置付けられ、「水田農業推進協議会」主催の「花巻地方集落型経営体研究会」に参加している集落営農組織のリーダーである\*<sup>24</sup>。アンケートは、2004年2月に開催された研修会で配布し、郵送によって回収した。アンケート配布数は約120、回収数は59集落営農組織である。そのうち、市町村別にみると、旧花巻市が最も多く35組織、旧石鳥谷町が17、旧大迫町が2、旧東和町が4、不明が1となっている。

## (2) 集落営農組織の類型化とその特徴

最初に花巻地域における組織の概要について確認する。集落営農組織の構成員の範囲をみると、集落内の割合が83%と高く、多数が地縁的なまとまりで構成されている\*<sup>25</sup>。組織の設立年次をみると、花巻地域では場整備事業が行われた影響から、2000～2003年にかけてが全体の41%を占め、また、米改革を受け2004年以降に再編・設立予定のものも22%と多い傾向にある。

また、集落営農組織のオペレーター数の平均は6.5人、認定農業者数の平均は5.3人と、担い手経営を多数包摂した形で組織化され、組織の設立目的は、転作対応（59%）、集落ビジョンに対応（52%）、機械の効率的利用（40%）といった項目が高い傾向にある。

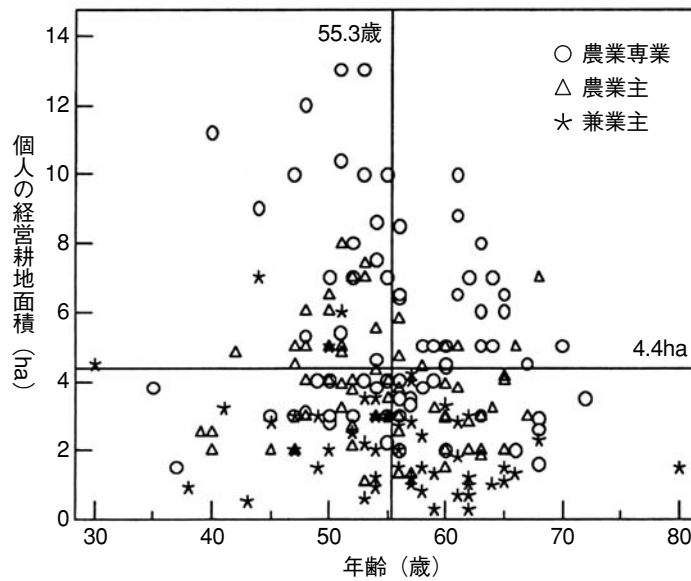
これらの組織を担うオペレーターの状況を見るために、オペレーター201人の年齢と個人の経営耕地面積、農外就業状況をみたものが図9である。この図から花巻地域の組織のオペレーターの特徴として以下の点が読み取れる。第一に、オペレーターの年齢構成が比較的若く、農業専業が多い点である。オペレーターの平均年齢は55.3歳であり、「農業専業」は34%、「農業が主」が33%と、農業を主とする割合が7割近くを占める。第二に、オペレーターの個人の経営耕地面積をみると、3～

図8 花巻市の位置





図9 組織のオペレーターの年齢と規模



資料：アンケート結果より作成。

表4 各主成分に対する固有ベクトル

	第一主成分	第二主成分
法人化を目指した体制をつくっている	0.38	0.83
組織の経営理念、方針が明確	0.80	-0.22
組織の構成員の考えはよくまとまっている	0.68	-0.43
市場対応を考えた品種、作目選択	0.68	-0.26
積極的な視察や情報収集	0.84	0.11
経営管理に必要な数値データの把握	0.73	0.33

資料：アンケート調査。

5 haの中規模層が多い点である。「農業専業」では平均6.3ha、「農業が主」では平均4 haと中規模層がオペレーターの主体になっている。第三に、オペレーターの個人の経営をみると、複合経営の割合が高い点である。表は省略するが、オペレーターのうち46%が園芸、畜産などを行う複合経営であり、特に「農業専業」では、複合経営の割合が67%と高

い。つまり、転作受託組織の内実をみると、転作作業を組織化したオペレーター型の受託組織であり、オペレーターの多くが中規模層を中心とした専門的な複合経営によって構成されている。

#### ①集落営農組織の類型化

本稿では、集落営農組織の展開条件を分析するために、組織の発展段階に即した類型化

\*26 この軸の解釈では「組織の成熟度」と「法人化への準備度」が互いに無関係であることになるが、現状の集落営農組織の実態をみると妥当性があると思われる。

けを行い、その上で、法人化へと発展しようとする組織の特徴について、組織の意向などとの関連性を含めて捉えることにする。最初にリーダーの集落営農組織に対する評価をもとに主成分分析を用いることで類型化を行う。

類型化を図るために、アンケートでは集落営農組織の内容に関して、第一に、組織としての基本的な要素の有無、第二に、組織として情報収集等の積極的な行動の有無、第三に、法人化への準備の有無の3つの観点から表4に示した6項目を選択し、自組織について5段階で評価してもらった。次に性格が異なる集落営農組織を分類するために、これらの回答結果を数値化した上で主成分分析を行い、営農組織の類型分けを行った。各因子の固有値が1以上の主成分を選定した結果、2つの主成分が抽出され、累積寄与率から第二主成分までで分散の67%が説明できる。各主成分に関する項目の固有ベクトルをみると(表4)、

第一主成分の場合、「積極的な視察や情報収集」「組織の経営理念、方針が明確」の項目が0.8を超えている。「組織の経営理念、方針が明確」、「組織の構成員の考え方がまとまっている」の特に高い2項目は組織としての基本的な要素を構成するものであることから、ここでは第一主成分を「組織成熟度」として捉える。次に、第二主成分をみると、値が最も高いのは「法人化を目指した体制」であり0.8を超える。他の項目の固有ベクトルの値が概ね低いことから、第二主成分は「法人化への準備度」と捉えることができる\*26。

この2つの主成分によって、各営農組織の散布図を描いたものが図10である。ここでは散布図の象限ごとに類型を設定することにより4区分に分類を行った(表5)。第一象限は「組織成熟度」、「法人化への準備度」がともにプラスであり、組織の成熟度が高く、法人化への体制を準備していることから「法人型」

図10 主成分による散布図と類型分け

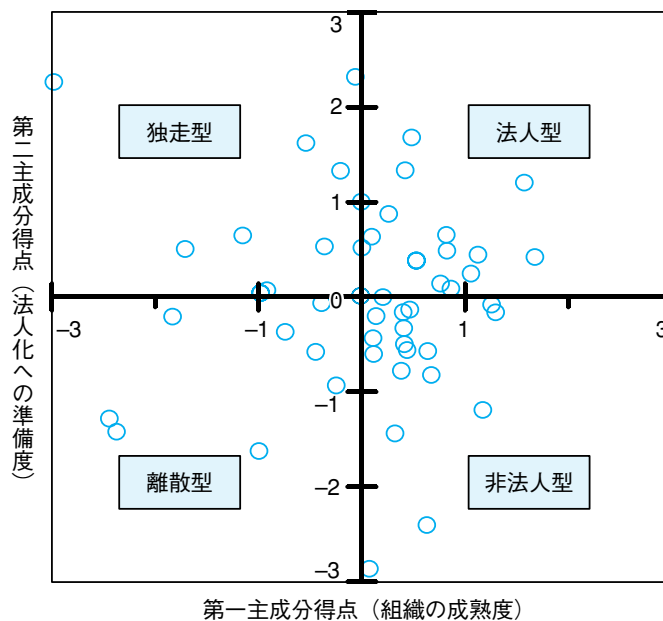


表5 各類型の性格の位置付け

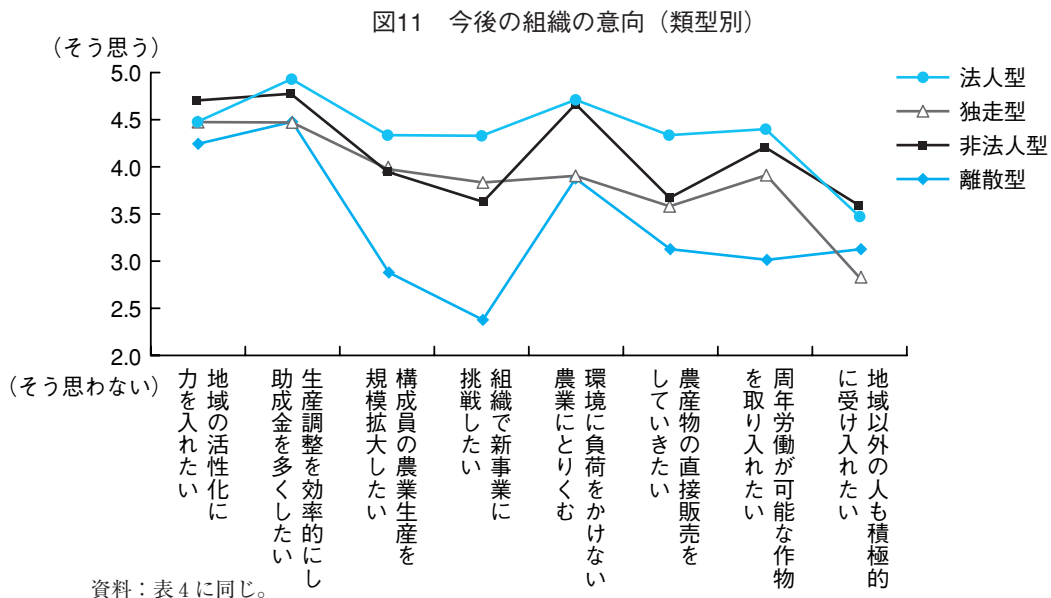
	法人型	非法人型	独走型	離散型
第一主成分得点	+	+	-	-
第二主成分得点	+	-	+	-
各類型の性格	組織成熟度が進み、法人への体制も整備	組織の成熟度が進むが、法人化への体制が未整備	法人化の予定はあるが組織のまとまりがない	組織の成熟度が低い

表6 類型ごとの参加農家数等の概況

	参加農家数(平均)	認定農業者割合(%)	オペレータ数の割合(%)	組織の経営		5年後の経営	
				耕地面積(平均:ha)	うち水田(ha)	営耕地面積増加率(%)	うち水田(%)
法人型	35	14	18	35	23	1.34	1.32
非法人型	51	12	11	46	32	1.16	1.06
独走型	46	13	15	54	45	1.27	1.29
離散型	52	8	9	57	38	0.99	0.96
平均	45	12	13	46	33	1.19	1.13

資料：表4に同じ。

注：5年後の経営耕地面積増加率とは、5年後の経営予定面積を、現在の経営耕地面積で割ったものである。



として捉える。第二象限は、「法人化への準備度」がプラスであるが「組織成熟度」はマイナスのため、法人化への準備はしているが、組織の成熟度が低いことからリーダーが独走

している「独走型」と位置付けられる。同様に第三象限は、「法人化への準備度」、「組織の成熟度」がともにマイナスであることから、組織のまとまりがなく「離散型」組織として、

また、第四象限は「組織成熟度」がプラスであるものの「法人化への準備度」がマイナスであることから、「非法人型」組織として捉えられる<sup>\*27</sup>。

新対策の下では、本稿で類型化したうちの「法人型」に類型区分された営農組織を今後どのように増やしていくかが問題となる。そのために、次に「法人型」の類型の特徴を把握し、他の類型との違いを明らかにする。

## ②「法人型」類型の傾向と特徴

最初にアンケートの意向調査結果から、類型ごとの特徴を確認する。類型ごとの農家数並びに経営耕地面積の状況をみたものが表6である。組織の参加農家数をみると、全体平均の45戸に対し、「法人型」では35戸と若干少ない。一方で、認定農業者数及びオペレーター人数に関しては類型間で差はなく、「法人型」では認定農業者数の割合が14%、オペレーター数の割合が18%と他の類型に比べて高い状況にある。

組織の経営耕地面積の平均をみると、「法人型」では参加農家数が少ないことから35haと若干小さい。だが、5年後の経営耕地面積の増加率をみると、「離散型」では予定経営面積増加率が0.99倍と現状よりわずかながら減少する見込みに対して、「法人型」では1.34倍と拡大する傾向にある。また、5年後を目処とした農産物販売金額の見通しでも、全体では「大幅に拡大」と回答した割合が33%であるのに対し、「法人型」では63%と高く、「法人型」で規模拡大志向が強い。

さらに、類型間で今後の組織の具体的な方向性に関して5段階（1.「そう思わない」、2.「ややそう思わない」、3.「どちらともいえない」、4.「ややそう思う」、5.「そう思う」）で評価してもらった結果、類型間で考え方が類似する項目と異なる項目があることが確認できる（図11）。

類型間によって同じような傾向を示した項目は、「生産だけではなく地域の活性化に力を入れたい」、「生産調整を効率的に行い、助成金を多く受けてほしい」の項目である。これらの項目では、全ての類型で得点が高く、共通して重視する傾向にある。一方で類型間によって差がある項目は「構成員の農業生産を規模拡大したい」、「組織で新しい事業にチャレンジしたい」などの項目であり、これらの項目では「法人型」の場合、重視する傾向が高いが、他の3類型では低く、特に「離散型」では逆に重視しないと回答する傾向にあった。以上の結果からは、現段階では組織間のばらつきが大きく、生産調整の助成金を得るためだけを目的とするものから、規模拡大、新規分野への事業展開まで目指す組織に分かれることが確認できる。

その結果、営農組織の抱える問題の一つが、組織の継続性の問題である。現在のオペレーター数の確保状況についてみると、「法人型」の類型では「必要以上に確保されている」まで含めると94%が足りていると回答している。一方、「独走型」、「非法人型」の場合は「農繁期の人数が不足している」とする割合がそれ

\*27 この結果、類型で分けると、「法人型」が17組織、「非法人型」が18組織、「独走型」が12組織、「離散型」が8組織、「不明」4組織に分類された。

ぞれ33%、29%に達しており、現状でもオペレーターの確保に不安がある。さらに5年後のオペレーターの確保見通しをみると「法人型」では「すぐに確保」できるとする割合が40%と高く、「探せば確保」まで合わせると80%が確保可能とみている。その一方で「独走型」、「離散型」の場合では「確保が難しくなる」、「確保できる見通しはない」とする割合が半数近くを占めており、5年後の確保の見通しが極めて厳しい結果となっている。以上から「法人型」以外の類型では、人材確保の面から今後の継続性に少なからず不安があるといえよう。

### ③類型間の違いの要因

このように現状では類型間によって組織の経営方向にばらつきが存在する。次に、その要因について地域性の問題、さらに組織内の問題として、役員構成及び選出方法、リーダーの状況などを比較することで考察する。

類型間の違いの要因としては、最初に地域性の影響が指摘できる。アンケートを行った花巻地域は旧4市町に分かれ、農業地域類型をみると旧花巻市、旧石鳥谷町は平地水田地域、旧大迫町は山間田畑地域、旧東和町は中間水田地域に属する。このような4市町の農業条件の違いが類型に影響を及ぼしている。「離散型」においては旧東和町、旧花巻市が38%と多く、「独走型」では旧石鳥谷町の割合が67%と高い。それに対して、「法人型」の割合は88%が旧花巻市にある組織となっている。

このように旧花巻市に集中していることは、組織の方向性が少なからず地域条件によって影響を受けていることを示している。さらに、農業条件が似かよっている旧花巻市と旧石鳥谷町において組織の類型が異なることは、これまでの旧花巻市における集落営農の取り組み、働きかけが法人化への意識の醸成につながっていると推測できる<sup>\*28</sup>。

次に、組織内において類型間の違いがみられたのは、第一に、組織の役員の農業従事状況の違いである。役員の中で農業専門の割合をみると「非法人型」、「法人型」ではそれぞれ42%、35%と割合が高く、これらの類型では農業を主とする人達で役員が構成されている。

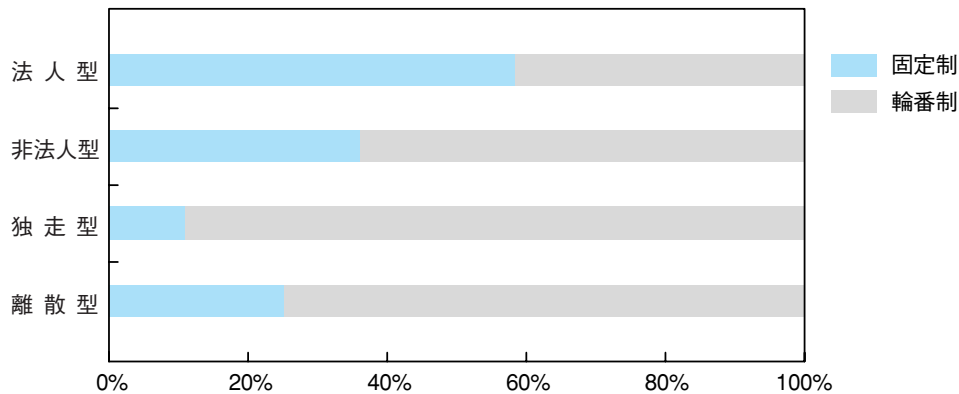
第二に、リーダーを含む役員の選出方法の違いである(図12)。役員の選出方法についてみると、全体では、「輪番制」と回答した割合が64%、「固定制」と回答した割合が36%であったのに対して、特に「法人型」では「固定制」が58%、と役員が固定化している割合が高い。つまり、「法人型」の特徴として、農業を主とする人達を役員とし、さらに役員を固定化した上で組織運営を図る傾向がみられる。

第三に、類型間のリーダー個人の属性、考え方の違いである。ここではリーダー個人の考え方と組織との関連性を分析するために、リーダーの属性並びに経営者としての自己評価を把握している。その中で、類型間によっ

\*28 ただし、旧花巻市の同じ地域の営農組織においても「離散型」と「法人型」に分かれており、地域性だけでは十分に説明できない。また、山間農業地域である旧大迫町に属する「法人型」組織もあり、必ずしも農業条件だけでは説明できない。

\*29 経営者としての評価に関する項目については、木村の分析を参考にし設定している(木村伸男『現代農業経営の成長理論』農林統計協会、2004年)。

図12 役員の決め方について（類型別）



注：その他を除いて集計している。  
資料：表4に同じ。

表7 組織リーダーの意向と経営者としての自己評価

	法人型	非法人型	独走型	離散型
現在、地域の農業生産は危機的状況にある	3.9	3.7	3.9	<u>4.3</u>
条件が悪い農地であっても農地として維持したい	<u>3.9</u>	3.2	3.7	2.8
農業は魅力ある職業だ	<u>4.1</u>	3.9	3.9	3.3
自分は決断力と実行力がある	<u>3.8</u>	<u>3.8</u>	3.0	2.8
自分は農業に対する理想、夢を持っている	<u>4.1</u>	4.0	3.4	3.0
自分は時代の変化を先取り、対応している	3.8	<u>4.0</u>	3.2	2.9
自分は効率を重視し、経済合理的に考える	<u>4.4</u>	4.0	3.5	3.0
自分の経営だけでなく地域の発展も目指したい	4.6	<u>4.7</u>	4.2	3.6

注1：そう思わないを1点、ややそう思わないを2点、3. どちらともいえないを3点、ややそう思うを4点、そう思うを5点とし、類型ごとの平均値を示している。

注2：下線はその項目のうちで最も高いものを示している。

資料：表4に同じ。

て異なる傾向が現れたのは、リーダーの経営者としての考え方の相違である。リーダーの農業に対する考え方、経営者としての自己評価などを5段階で回答してもらい、類型間の平均値をとったものが表7である。類型ごとにリーダーの意識の特徴をみると、「現在、地域の農業生産は危機的状況にある」という設問に対しては、「離散型」の場合、平均値が4.3と高い。一方、「法人型」のリーダーの場合は、危機意識が若干低く、逆に「農業は

魅力ある職業だ」とする意見が高い傾向にある。これらの点からは、「法人型」のリーダーの場合、農業に対して危機という側面だけではなく、農業を一つの魅力として捉える傾向にあることがわかる。

また、リーダーの経営者としての自己評価も類型間で違いがみられる\*<sup>29</sup>。「自分は農業に対する理想、夢を持っている」、「自分は効率を重視し、経済合理的に考える」、「自分は決断力と実行力がある」の項目では、「法人

型」のリーダーの場合、評価が最も高くなっている。つまり「法人型」の場合、経営者としての能力を高く評価している人がリーダーとなっていることがわかる。

以上の分析から「法人型」組織では、リーダーを含めた役員が固定化される傾向にあり、さらに経営者意識が高いと認識している人が、リーダーになる傾向にある。今後、集落営農組織の法人化を進める上で、組織の役員構成、リーダーの経営者意識の有無が重要であることを示しているといえよう。

### 3) 集落営農の法人化に向けた課題

本稿では、品目横断的経営安定対策に対応した法人化への展開に向けた課題についてアンケートをもとに分析を行った。これまで集落営農に積極的に取り組んできた花巻地域においても、法人化への移行は容易ではない。特に、一部の集落営農組織においては、今後の組織の存続も厳しい状況にある。そのなかで法人化を志向している組織は、組織経営の規模拡大を目指し、組織による新事業にも積極的に展開しようとしている。

集落営農組織が法人化に向かうためには、組織内の条件として、地域の中で経営者意識が高い人をリーダーにし、さらにリーダーを含めた役員を固定化させることにより、経営者機能を発揮する場をつくることが求められる。また、それを促す地域的な条件として、関係機関の集落営農組織に対する支援、特に経営者能力の涵養を図るために、相互に情報提供と研鑽を図る場が、今後さらに必要になると考えられる。

## 3. 実態調査からみたLLPの適用事例

次に、集落営農の発展の方向の一つとして、LLPの活用を図った事例について考察する。2005年8月から施行されたLLPの制度であるが、農業分野での適用事例は少ない。特に、集落営農へのLLPの適用については、農林水産省から提起されたものの、実際に活用する集落営農はほとんどみられない状況にある。本稿では、集落営農のLLPへの適用の課題をみるために、2つの転作受託組織が合併し、全国的にいち早くLLPを設立した有限責任事業組合LLP堀金の事例について考察することで、LLPの適用とその課題について分析する。

### 1) 有限責任事業組合LLP堀金（略称LLPほりがね）

#### (1) 山形県川西町、LLPほりがねの概要

LLPほりがねは、山形県の川西町の水田地帯に位置する。山形県川西町は、米沢市に隣接する人口1万9千人の町（2000年国勢調査）である。町の総土地面積は16,646ha、うち耕地面積が5,250haを占める。耕地面積のほとんどは水田であり、水田率は89.3%を占め、1967年、68年には2年連続で単収が日本一になるなど、稲作が盛んな地域である。だが、近年の農業産出額の変化をみると、1985年に100億円を越えていた町の農業産出額は、2004年には71.7億円にまで減少した。特に、米の産出額の減少が大きく、1985年に84億円あった米の産出額は、2004年には47億円にまで減少している。川西町の場合、米価の下落などにより、米の産出額が減少する中で、新たに米以外の作物の振興を図る必要が出ている。

## (2) LLPほりがねの設立の経緯と概要

LLPほりがねは、川西町の大字堀金地区を範囲とする豊栄地区と堀金地区の農家によって設立された組織である。LLPほりがねは、川西町大字堀金地区の大豆受託組織である豊栄生産組合と堀金生産組合の2組合が発展的に解散し、統合することで2006年3月に有限責任事業組合LLPほりがねが設立された。

堀金地区は、川西町の標高210~220mの水田地帯に位置し、畑が少なく水田単作の経営が多い地域である。農家の平均経営耕地面積は3haを超え、川西町の中でも大きい規模の農家が多い地域である。

LLPほりがねは、二つの大豆の転作受託組織が前身であるが、転作受託組織の設立の経緯は、生産調整の制度変化が大きく影響している。1998年以降、米政策は価格安定政策から経営安定政策へと転換し、より一層の市場原理の導入と経営安定対策が図られた。特に2000年からの「水田農業経営確立対策」(以下、経営確立対策とする)では、一定の土地利用集積と技術導入が要件とされ、これらの条件を満たすことにより、高い助成金額(10aあたり68,000円から73,000円)を得ることを可能にした。この政策変化を受け、助成金額の基準を満たすために東北の一部の地域で行われたのが、転作生産の組織化である。特に川西町では町主導により2000年に各集落で70程度の生産組織が一斉に設立された。その後、合併などで50組織程度に減少しているが、組織から法人化に至る組織も2組織あった。

大豆の受託組織であった堀金生産組合は設立当初15ha、隣接する豊栄生産組合は7haの転作面積を受託していた。だが、16戸の農家

で構成される堀金生産組合はオペレーターの数が少なく、一方、19戸の農家で構成される豊栄生産組合ではオペレーターは確保されているが、受託面積が少ない状況にあった。そのため、堀金生産組合の方から合併を持ちかけ、二つの組織の合併協議が始まった。

2004年から集落全戸で、「堀金地区の農業を語る会」を開き、集落内で議論を重ね、2005年冬から2006年にかけて、両組織の代表者で6~7回の会合を開き、合併に向けた話合いがもたれた。その話し合いの中で、2007年度からの品目横断的経営安定対策に向けた協同経営組織の必要性が提起され、税務上の面から構成員課税であり有利とされたLLPの創設を検討し、新たにLLPの組織を設立することになった(図13)。

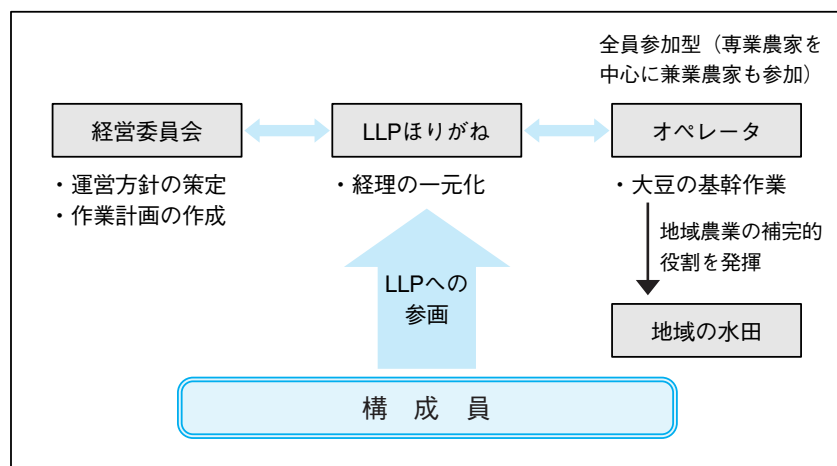
### ①LLPの選択理由

LLPを選択した理由は、構成員課税の点が税務上有利であることに加えて、第一に、品目横断的経営安定対策の対象から外れる4ha未満の零細な規模の農家が参加可能であること、第二に、品目横断的経営安定対策を見据え、組織による米の栽培、販売まで考えた場合、登記しているLLPは、組織名で販売可能であること、第三にLLPは共同事業性が強く、構成員がすべてフラットであることから、集落の平等性が維持されることなどが理由になっている。

LLPの設立については、税理士から情報提供を受けたものの、農業での適用事例がないために、設立までの手順は試行錯誤の連続であったという。LLPほりがねでは、実質的な推進リーダーであるK氏を中心に、山形法務局米沢支所、農政事務所、農協などにアドバ



図13 LLPほりがねのフロー図



資料：J A山形おきたま資料より作成。

イスを求め、主に法務局からの指導を受けて、定款などを作成した。出資金は、一人5千円で、構成員23人が出資し、出資金は11万5千円である。この出資金をもとにLLPの登録免許税の6万円を支出している。

### ②LLPほりがねの効果

このLLPほりがねは、設立されたばかりであるが、以下のような効果を生み出している。第一に、LLPができたことによる小規模農家の安心感である。特に、LLPのように、内部自治の極めて強い組織ができたことによって、小規模農家の構成員を中心に、農地を安心して預ける雰囲気が醸成されているとする。さらに、小規模農家において組織運営に対する参加意識が高まる効果もみられ、農地の受け皿としてLLPが認知されるようになっている。第二に、販売面での効果である。LLPは登記しているため、LLPの登記名での販売が可能になる。他地域の業者などからの

要望もあることから、今後はLLPでの販売取扱数量を増やすことによって、少しでも有利販売につなげていきたいと考えている。第三に、LLPに限定したことはないが、組織に分かれていた農業機械を共同で使用するによるコスト低減である。これまでの旧組織では、播種機・コンバイン・乗用管理機・中耕ローターを所有していたが、LLPに無期限で貸し出すことによって、大豆の各種作業を共同で行っている。大豆の収量は平均で10aあたり151kg、多いところでは250~300kgの収量を確保している。また、品質についても2等以上の比率が高く、機械の共同化により、さらに効率的な大豆生産を可能にしている。

### ③LLPほりがねの課題

LLPほりがねは、設立間もない組織であるため、現時点で評価することは非常に難しい状況にある。だが、現時点の課題としては以下のような点があげられる。第一に、構成員

\*30 日下部聡・石井芳明、前掲書、p.170。

農家はいまだ23戸であり、従来の二つの組織構成員がすべて移行した訳ではない点である。実際、地域の中にはLLPに加入せず、様子見の農家も数多く存在する。水田の集積がどの程度進むかというもう一つの問題と併せて、堀金地区の農地を集積できるかが一つの課題になる。第二に、一番目の問題と併せて、LLPほりがねの場合は、5年間という定められた期間のみの組織であることから、加入については、急いで対策を講じる必要がある点である。だが、組織への加入をさらに促進した場合、第三の課題として、組織内の農家の性格の違いをどう解消するかという点が問題になる。LLPは、組合員は必ず業務を執行しなければならない、出資するだけで利益や損失の分配を受けるだけの組合員は認められない。だが、実際には他産業に勤務している兼

業農家の場合は、LLPの業務に携わることができない場合も多いと考えられ、如何にLLPの共同事業規定を満たすのかが一つの課題になる。第四に、LLPは構成員課税という面があるが、必ずしも絶対的に構成員課税が適用される訳でない点である。「構成員の変更にもかかわらず、団体そのものが存続する場合には、法人税法上の人格のない社団との峻別があいまいになり、課税庁より法人課税の適用を指摘され、損益通算を事後的に否認される恐れ」\*<sup>30</sup>があるとされており、LLPだから、必ずしも構成員課税が適用されるという訳ではない。構成員数が多くなり、オペレーターと委託農家の分化が進む場合には、LLPの共同事業規定に沿わなくなる可能性があり、構成員の拡大する際の大きな課題になると考えられる。